

企画競争説明書

業務名称：バングラデシュ国水産開発アドバイザー業務

調達管理番号：19a01278

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年3月25日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年3月25日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：バングラデシュ国水産開発アドバイザー業務
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年5月下旬 ～ 2021年11月下旬

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部契約第一課 佐藤 Sato.Kazuaki@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第2チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約

の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の特記仕様書の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否共同企業体の結成は認めません。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年4月1日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしていただきます。

(3) 回答方法：2020年4月6日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年4月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 「旅費」中の「宿泊料」一律 13,500 円（以下、5）にも後述）
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨=1.322170 円
 - b) US\$ 1 =110.035000 円
 - c) EUR 1 =120.104000 円
 - 5) その他留意事項
 - a) バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限しているため、宿泊料については、一律 13,500 円（税抜き）として計上してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／水産加工技術指導（3号）
 - b) 小規模養殖技術指導（3号）
 - 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 14.34 M/M
- (2) 評価配点表以外の加点について
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点
本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点
若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。
具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

- (3) 契約交渉権者の決定方法
契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。
- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
 - 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
 - 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
 - 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
 - 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
 - 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年4月27日（月）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知書の日付から 10 営業日以内に調達部契約第一課 (prtm1@jica.go.jp) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。10 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は 30 分程度を予定しています。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近 3 年間の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除
以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。
 - ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（２）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合

は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 10 営業日以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：水産開発に関わる業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 水産加工技術指導
- 小規模養殖技術指導

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／水産加工技術指導】

- a) 類似業務経験の分野：水産加工に関する技術指導
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 小規模養殖技術指導】

- a) 類似業務経験の分野：小規模養殖に関する技術指導
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	22	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	23	
(3) 要員計画等の妥当性	5	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(27)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／ <u>水産加工技術指導</u>	(27)	()
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	4	
エ) 業務主任者等としての経験	5	
オ) その他学位、資格等	4	
② 副業務主任者の経験・能力：	()	()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>小規模養殖技術指導</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	

第3 特記仕様書案

1. 案件の背景

バングラデシュ国の南東部では、2017年8月以降、ミャンマーから70万人を超える避難民がバングラデシュ国南部のコックスバザール県に流入し、世界最大規模の避難民キャンプを形成している。他方、これらの避難民を受け入れるホストコミュニティでは、人口の3倍以上の避難民が流入した影響で物価の高騰、日雇い労働賃金の低下、インフラの悪化等、住民の生計に大きなインパクトを及ぼしている。特に住民の多くが生業とする沿岸漁業に従事する人々の生計は、政府が新たに設けた禁漁政策も相まって急激に悪化している。これらの状況を受け、コックスバザール県においてはホストコミュニティおよそ5万人の生計の安定化に資する支援のニーズが急速に高まっている。さらに、2019年5月29日に実施された日・バングラデシュ首脳会談において、日本としてホストコミュニティへの負担軽減のためのバングラデシュの取組を引き続き支援していくことを表明しており、外交上の観点からも非常に重要である。

本案件は、住民の多くが沿岸漁業に従事する地域の現状を把握し、地域住民の生計向上や、地域経済の向上に貢献する、実現可能な水産養殖および水産加工流通の技術の導入を支援し、避難民ホストコミュニティの安定化と向上に資するものである。

2. 案件の概要

(1) 案件名

バングラデシュ水産開発アドバイザー業務

(2) 案件の目的

避難民を受け入れる沿岸部のホストコミュニティの漁業従事者に水産養殖や水産加工等の技術支援を行うことにより、生産性と収入を向上させ、コミュニティ住民の生計を安定、向上させる。

(3) 対象地域

コックスバザール県 沿岸部 ロヒンギャ難民ホストコミュニティ
(テクナフ、ウキア、コックスバザール市を想定)

(4) 関係官庁・機関

バングラデシュ水産畜産省

(5) 案件に従事する専門家の構成

- 1) 総括／コミュニティ開発 (JICA直営専門家)
- 2) 業務主任者／水産加工技術指導 (本業務従事者／評価対象)
- 3) 小規模養殖技術指導 (本業務従事者／評価対象)
- 4) 水産物バリューチェーン (本業務従事者)

(6) 期待される成果

成果1：ホストコミュニティに適用できる水産加工技術に関する実証試験が行われ、ホストコミュニティに対して水産加工技術指導を行う体制が構築される。

- 成果 1-1 : ホストコミュニティにおける水産物加工の実施状況が調査される。
- 成果 1-2 : ホストコミュニティに適用可能な水産加工技術が特定される。
- 成果 1-3 : ホストコミュニティに適用可能な水産加工技術の実証試験が計画され、実施される。
- 成果 1-4 : 成果 1-3 の実証試験結果を通じて得られたホストコミュニティに適用可能な水産加工技術に関する知見が集約される。
- 成果 1-5 : ホストコミュニティに対して水産加工技術指導を行うための人材が強化される。
- 成果 2 : ホストコミュニティに適用できる養殖技術に関する知見が得られ、得られた知見の活用方法が議論される。
- 成果 2-1 : ホストコミュニティにおける養殖の実施状況が調査される。
- 成果 2-2 : ホストコミュニティに適用可能な養殖技術が特定される。
- 成果 2-3 : ホストコミュニティに適用可能な養殖技術の実証試験が計画され、実施される。
- 成果 2-4 : 成果 1-3 の実証試験結果を通じて得られたホストコミュニティに適用可能な養殖に関する知見が集約され、活用方法が議論される。
- 成果 2-5 : ホストコミュニティに対して養殖技術指導を行うための人材が強化される。
- 成果 3 : ホストコミュニティの水産物バリューチェーンの状況が調査・分析され、水産物の品質向上と付加価値化に対するアプローチが提案される。

(7) 活動の概要

【成果 1 に関する活動】

- 活動 1-1 : ホストコミュニティにおける水産加工の実施状況を調査し、現在の水産物加工技術に関する課題と支援ニーズを抽出する。
- 活動 1-2 : バングラデシュ政府とドナーが実施している水産加工に関する支援について調査を行い、ドナーとの協議の上、協働可能性を検討する。
- 活動 1-3 : 活動 1-1、1-2 の結果を踏まえ、ホストコミュニティにおいて適用可能な水産加工技術を特定する。
- 活動 1-4 : ホストコミュニティにおいて適用可能な水産加工技術の実証試験の対象サイトを選定し、実証試験の計画を作成する。
- 活動 1-5 : 水産局職員に対する水産加工技術の研修に対する助言・支援を行う。
- 活動 1-6 : サイトにおける実証試験を行い、結果をC/P機関に共有する。
- 活動 1-7 : ホストコミュニティに適用できる水産加工技術に関するマニュアルを作成する。
- 活動 1-8 : 活動 1-1~1-7 を通じて得られた知見について、ラップアップセミナーを開催し、ステークホルダーと共有する。

【成果 2 に関する活動】

- 活動 2-1 : ホストコミュニティにおける養殖（海藻類、貝類、甲殻類、魚類）の実施状況を調査し、現在の養殖技術に関する課題と支援ニーズを抽出する。
- 活動 2-2 : バングラデシュ政府とドナーが実施している養殖に関する支援について調査を行い、ドナーとの協議の上、協働可能性を検討する。

- 活動2-3：活動2-1、2-2の結果を踏まえ、ホストコミュニティにおいて適用可能な養殖技術を特定する。
- 活動2-4：ホストコミュニティに適用可能な養殖技術の実証試験の対象サイトを選定し、実証試験の計画を作成する。
- 活動2-5：ホストコミュニティ、民間セクター及びC/P機関を対象とした養殖技術の研修を実施する。
- 活動2-6：サイトにおける実証試験の実施を主導し、結果をC/P機関に報告し、活用方法を議論する。
- 活動2-7：活動2-1～2-6を通じて得られた知見について、ラップアップセミナーを開催し、ステークホルダーと共有する。

【成果3に関する活動】

- 活動3-1：ホストコミュニティの水産物のバリューチェーン（水揚げ／加工／流通／販売）状況について調査を行い、課題と支援ニーズを抽出する。調査は必要に応じて再委託を行い、委託先の監督を行う。
- 活動3-2：調査結果を分析し、水産物の品質向上と付加価値化に対するアプローチを提案する。

【その他活動】

「バングラデシュ水産開発アドバイザー」案件については、JICA直営専門家「総括／コミュニティ開発」を派遣予定である。受注者は総括との連絡・報告及び協議を行い、案件の円滑な履行に協力する。

また、受注者はJICAの対バングラデシュ支援との相乗効果を上げることを目的とし、以下の活動に対してJICA及び関係機関と協力するとともに、JICAに情報を提供する。

- ・ JICAの過去の協力（技術協力、第三国研修、課題別研修等）の成果を維持・拡大するためC/P機関を支援する。
- ・ JICAが実施する水産分野の課題別研修及び、現在JICAが検討中のロヒンギャ避難民ホストコミュニティ支援のための技術協力プロジェクトへの可能な支援を行う。

3. 業務の目的

バングラデシュ国に対し、避難民を受け入れる沿岸部ホストコミュニティの漁業従事者の生産性と収入を向上させるため、水産加工及び養殖に関する実証試験を行い、技術指導の実施体制をC/P機関、他ドナーを含むステークホルダーと共に構築する。また、水産物バリューチェーン開発の可能性について調査・分析を行う。

4. 業務の範囲

「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務実施方法

1) 業務実施及び契約期間

- ・ 本業務の実施期間は、契約開始後約17か月間とする。
- ・ 受注者は、対象国の状況や課題を随時確認・分析し、業務進捗状況をモニタリングの上、必要に応じワークプラン（英文）の修正を検討、JICAに提案する。

2) 専門家チーム派遣

- ・受注者は本件で対処すべき課題に対応するべく複数の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態をとることとし、専門家チームの構成について提案すること。
- ・業務主任者が複数の短期専門家派遣に係る計画・実施・結果を取纏めJICA及び直営専門家「総括／コミュニティ開発」への連絡・報告及び協議を行うこととする。

(2) 危険地における業務であることにかかる配慮

バングラデシュ国コックスバザール県については治安が悪く危険な状況にあるため、当該地域の政治的背景、権力地図、有力者の人間関係、地域内の対立の構造、その要因等について、専門家チーム全員が共通して十分理解したうえで、事業を実施する必要があり、そのための必要な手当てを施す必要がある。下記(6)に記載の通り、現地人材の活用等も提案すること。

(3) 安全対策

現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれからの実施計画を渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ることとする。また、安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、専門家チームとしても日常的に治安情報の収集・分析を行う。

1) 渡航前

- 1-1) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講する。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講する。
- 1-2) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が渡航の前にブリーフィングを受講する。（要予約）
- 1-3) JICAバングラデシュ事務所の連絡先情報提供：安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレスおよび現地で使用する携帯電話番号を発注者に提供する。また、ダッカ出入国便を含む全体旅程、滞在先宿舎情報、バングラデシュ滞在スケジュールについて、バングラデシュ事務所と事前によく調整する。

2) 渡航後

- 2-1) バングラデシュ到着後は速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受講する。（要予約）
- 2-2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、データ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討する。
- 2-3) バングラデシュ国内での安全対策については、JICA バングラデシュ事務所の指示に従う。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者との十分な調整を行うとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールや滞在先宿舎に変更があった際は速やかに同事務所に報告する。加

えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通手段や現地入りが制限される場合も想定し、宿泊場所や執務場所についても同事務所と協議の上、決定し確保する。

2-4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

2-5) 執務室についても JICA 安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な安全対策措置を講じる。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の安全確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、およびそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

2-6) ダッカ市街への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行う。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談する。

2-7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込む。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する可能性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

2-8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

- 3) 上記に掲げるものの他、現地の治安状況に照らして安全確保のために必要とされる措置がある場合には、安全対策経費として関係者と協議の上、別見積もりにて計上する。また、現地渡航後に同様の措置が生じた場合には、JICA バングラデシュ事務所と協議の上、措置の必要性に応じて契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

(4) 実証試験の位置づけ

本業務は、ホストコミュニティで適用可能な水産加工及び養殖技術の実証試験を実施することにより、コミュニティへの技術指導実施体制を向上させることをひとつの目的としている。

このため、実証試験についてはその過程において、水産畜産省等のバングラデシュ政府関係機関、住民を支援する NGO、事業に関係する技術者、コミュニティ住民など関係者の能力を向上させる工夫が、本事業では求められている。

(5) 水産物バリューチェーン調査の現地再委託

【成果3に関する活動】については、必要に応じてコンサルタントが NGO 等に現地再委託して、事業を実施する。現地 NGO 等を活用するに当たっては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(6) 現地リソースの活用

ホストコミュニティを活用する方法については、現地に多く存在するNGOの支援により成立しているものである。コックスバザール県においても、多くのNGOが類似の事業を実施しており、一定の経験をつんでいることから、これらNGO等の現地リソースを積極的に活用することが望まれる。

また、対象地域については、治安上の理由から、邦人コンサルタントが頻繁に訪問できないことが想定されることから、現地で活動することのできる現地NGO等の活用が必要となる。

現地NGO等を活用するに当たっては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(7) コミュニティへの社会配慮

本業務は、ロヒンギャ避難民を受け入れるホストコミュニティを対象とした業務であり、対象となるコミュニティの社会の文化、成立、多様性、避難民を受入れているという特殊要因、さらには人間関係などに十分配慮した上で事業を進める必要がある。

特に、対象コミュニティがイスラム社会であることも考慮し、ジェンダーの視点についても、実質的な範囲内で、十分配慮し、少なくとも開発の結果が男女格差を助長することにつながらないように、留意する。

(8) 水産養殖や水産加工等の実証試験について

対象地域における水産養殖は海藻養殖、貝の養殖を想定している。また、水産加工は塩干魚が広く普及しているが、利用する魚の鮮度、危険な農薬の利用など質に問題を有している。これらの分野に係る実証試験をすることを想定しているが、より有望な分野がある場合は、適宜関係者と協議を行うこと。実証試験においては民間事業者、研究機関とも連携の上で効率的に実施すること。また、実証試験は小規模漁民に適用可能な規模、技術レベルのものを計画・実施することとする。

6. 業務の内容

受注者は、各契約期間における活動に際し、以下の点に留意して業務を実施すること。

(1) 第一回現地派遣期間：2020年6月

- 1) 活動1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3、3-1を実施する。
- 2) ワークプラン（英文）を策定し、JICAバングラデシュ事務所および先方政府あて説明する。
- 3) 業務従事月報を作成し、JICA農村開発部及びJICAバングラデシュ事務所に提出する。
- 4) 基礎調査報告書を作成し、JICA農村開発部及びJICAバングラデシュ事務所に説明・報告する。

(2) 第二回現地派遣期間：2020年8月

- 1) 活動1-4、2-4、3-1、3-2を実施する。
- 2) 状況に合わせてワークプラン（英文）を適宜更新する。
- 3) 業務従事月報を作成し、JICA農村開発部及びJICAバングラデシュ事務所に提出する。

- (3) 第三回現地派遣期間：2020年10月
 1) 活動1-5、1-6、2-5、3-1、3-2を実施する。
 2) 第二回現地派遣期間の2)～3)に準じる。
- (4) 第四回現地派遣期間：2020年12月
 1) 活動1-5、1-6、2-5を実施する。
 2) 第二回現地派遣期間の2)～3)に準じる。
- (5) 第五回現地派遣期間：2021年2月
 ※第三回現地派遣期間の1)から2)に準じる
- (6) 第六回現地派遣期間：2021年4月
 ※第三回現地派遣期間の1)から2)に準じる
- (7) 第七回現地派遣期間：2021年8月
 1) 活動1-6、1-7、2-5、2-6を実施する。
 2) 第二回現地派遣業務の2)～3)に準じる。
- (8) 第八回現地派遣期間：2021年10月
 1) 活動1-7、1-8、2-6、2-7を実施する。
 2) 業務従事月報を作成し、JICA農村開発部及びJICAバングラデシュ事務所に提出する。
 3) 専門家業務完了報告書（和文・英文）をJICA農村開発部及びJICAバングラデシュ事務所並びに先方政府に提出し、報告する。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

	レポート名	提出時期	部数
①	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	第一回派遣期間から2週間後	和文：3部
②	ワークプラン	第一回派遣期間から約1カ月後	英文：3部
③	基礎調査報告書	第一回派遣期間終了時	和文：3部 英文：15部 CD-R：3枚
④	専門家業務完了報告書	第八回派遣期間終了時 (2021年11月)	和文：3部 英文：15部 CD-R：3枚

専門家業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付

の上、JICAに報告するものとする。

(3) 技術協力成果品等

C/Pと共に作成する以下の資料を作成後速やかに提出する。これらについては、当国内で広く配布するため、現地にてC/Pとも協議の上、必要部数を製本する。

ア) ホストコミュニティ向け水産加工技術指導マニュアル（英文）

イ) ラップアップセミナー実施報告書（英文）

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程（案）

本業務は、2020年5月下旬に開始し、2021年11月下旬に完了予定とする。現地派遣期間は合計8回で以下の配置（計12.33M/M）を想定。現地派遣期間の詳細な時期の設定について提案すること。

第一回現地派遣期間：2020年6月（20日間／業務従事者a, b, cの3名を想定）

第二回現地派遣期間：2020年8月（20日間／業務従事者a, b, cの3名を想定）

第三回現地派遣期間：2020年10月（20日間／業務従事者a, b, cの3名を想定）

第四回現地派遣期間：2020年12月（20日間／業務従事者a, bの2名を想定）

第五回現地派遣期間：2021年2月（20日間／業務従事者a, bの2名を想定）

第六回現地派遣期間：2021年4月（20日間／業務従事者a, bの2名を想定）

第七回現地派遣期間：2021年8月（20日間／業務従事者a, bの2名を想定）

第八回現地派遣期間：2021年10月（15日間／業務従事者a, bの2名を想定）

※国内作業は各派遣に対し5日間／人（計4.75MM）を想定

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

本業務量の目途は17.08M/M（国内4.75M/M、現地12.33M/M）とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家（評価対象者2名）の配置を想定。専門家チームの組み合わせについては提案すること。

a) 業務主任者／水産加工技術指導（3号）

b) 小規模養殖技術指導（3号）

c) 水産物バリューチェーン／調査

3. 相手国の便宜供与

a) C/Pの配置

b) 事務所スペースの提供

4. 【配布資料】

- ・要請書（写）
- ・WorldFish情報収集調査報告書

5. 現地での実施体制

（1）カウンターパート

水産畜産省大臣の責任のもと、担当業務に応じたカウンターパートが任命される。

（2）合同調整委員会

合同調整委員会の設置は想定していない。

6. 業務用資機材

基本的に先方政府の提供する事務機器を使用する。しかし、実証試験で必要な漁具や水産加工等業務遂行上必要な機材が有れば、現地調達とする。

7. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

(1) 水産物バリューチェーンにかかる調査

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、再委託先の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

8. その他

(1) コンサルタントは、現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAバングラデシュ事務所及び在バングラデシュ日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、JICAバングラデシュ事務所及び在バングラデシュ日本大使館などと常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

(2) 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

(3) 本業務の実施にあつては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

(4) 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(5) 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やバングラデシュ政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期に関してはJICAと協議の上決定致します。

以上